

制定案 19-20

標準ロータリークラブ定款から委員会を削除する件

提案者： 加古川中央ロータリークラブ（日本、第 2680 地区）
承認者： 第 2680 地区立法案検討会（日本、兵庫県、神戸）にて承認
(2017 年 5 月 20 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 94 ページ）。

2
3 第 13 条 理事および役員および委員会

4
5 第 7 節 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- 6 └ クラブ管理運営
- 7 └ 会員増強
- 8 └ 公共イメージ
- 9 └ ロータリー財団
- 10 └ 奉仕プロジェクト

11 必要に応じて追加の委員会を任命できる。

（本文終わり）

趣旨および効果

12 クラブにおける委員会は、それぞれのクラブの活動に沿った組織が決定されるべきであ
13 り、委員会構成の決定権限は「クラブの自治権」の重要な要素として尊重されるべきで
14 ある。

15 また、標準ロータリークラブ定款はロータリークラブが遵守すべき根本規則を定めるもの
16 であり、その条項に任意規定はなじまず、これまで同様、細則に委ねるべきである。かかる
17 規定は個々のロータリークラブの多様性を損なうものであり、ロータリー運動の発展を
18 阻害する危険性を生じると言える。

財務上の影響

20 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 ____ 票

反対 ____ 票

結果

採択
 修正して採択

理事会に付託
 否決

審議保留
 撤回

メモ